

10月1日からの荒波を乗り越えろ！

消費税 10% 時代が やってきた！

◎2面に続く



消費税軽減税率って何？

消費税が現在の8%から10%に引き上げられる予定ですが、一定の商品・サービスについては軽減税率制度により例外的に8%に据え置かれます。軽減税率の対象となるのは、生活必需品である飲食物品と週2回以上発行で定期購読されている新聞です。ただし、水道水、外食などは対象外となります。

もともと消費税が掛からないもの

商品券、プリペイドカード、切手、医療・福祉・教育、住宅の賃貸、土地の売買・賃貸、有価証券の売買、保険料、個人間の取り引きなど
※種類によっては掛かるものあり

8%?

10%?

いよいよ10月1日から消費税10%への引き上げが予定されています。しかし「軽減税率」という制度が導入されるため、引き上げられるものと8%に据え置かれるものがあります。どんな品目がどちらの対象となるのか、まずは知っておきませんか。さらに、ファイナンシャルプランナーの安藤絵理さんに増税前後の対処法などを伺いました。

(豊泉義子副編集長)

8%

軽減税率対象

飲食物品・その他



食品表示法により規定される食品

週2回以上発行される定期購読の新聞



テイクアウト・宅配

飲料

10%

標準税率対象

外食・酒類・その他



外食

酒類



水道水

薬
(医薬品・医薬部外品)

お店	外食にあたらないので8%	外食に当たるので10%
牛丼屋、ハンバーガー店など	テイクアウト	店内飲食
コンビニエンスストア	持ち帰りの弁当・総菜など	店内飲食
屋台・フードコート	いす・テーブルがない屋台での軽食	フードコート内での飲食
そば屋・ピザ屋など	出前・宅配	店内飲食
給食、ケータリング	有料老人ホームの食事、学校給食など	ケータリング・出張料理

※価格は特記以外税込み。消費増税により、10月1日以降、紹介した税込みの金額が変わることがあります。詳細は各企業等に確認してください

